2　法第一〇条第一項等の届出の経由に係る市町村の事務

市町村の長は、法第一〇条第一項の規定による届出（同条第四項の規定により同条第一項の規定による届出とみなされる届出を含む。以下同じ。）又は同条第二項の規定による届出（同条第五項の規定により同条第二項の規定による届出とみなされる届出を含む。以下同じ。）があったときは、当該届出に係る次に掲げる事項を、法務大臣が市町村の長に使用させる電子計算機（入出力装置を含む。）から電気通信回線を通じて法務大臣の使用に係る電子計算機に送信する方法その他の法務省令で定める方法により、法務大臣に伝達するものとすることとした。（第三条関係）

㈠　届出をした特別永住者の氏名、生年月日、性別、国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法（昭和二六年政令第三一九号）第二条第五号ロに規定する地域及び住居地

㈡　届出をした特別永住者が提出した特別永住者証明書の番号

㈢　届出の年月日

㈣　届出が法第一〇条第一項の規定による届出又は法第一〇条第二項の規定による届出であること。ただし、次の⑴又は⑵に掲げる場合には、これに代え、当該⑴又は⑵に定める事項

⑴　法第一〇条第四項の規定により同条第一項の規定による届出とみなされる届出があった場合　当該届出が住民基本台帳法（昭和四二年法律第八一号）第三〇条の四六の規定によるものであること。

⑵　法第一〇条第五項の規定により同条第二項の規定による届出とみなされる届出があった場合　当該届出が住民基本台帳法第二二条、第二三条又は第三〇条の四六のいずれの規定によるものであるかの別

㈤　法第一〇条第一項の規定による届出があった場合における住居地を定めた年月日

㈥　法第一〇条第二項の規定による届出があった場合における新住居地（変更後の住居地をいう。）に移転した年月日及び当該届出の直前に定めていた住居地（同条第五項の規定により同条第二項の規定による届出とみなされる住民基本台帳法第三〇条の四六の規定による届出があった場合における当該届出の直前に定めていた住居地を除く。）

3　住居地届出日の特別永住者証明書への記載

市町村の長は、法第一〇条第三項の規定により特別永住者証明書に住居地又は新住居地の記載をする場合には、併せて、当該特別永住者証明書を提出してした届出の年月日を記載するものとすることとした。（第四条関係）

4　法第一一条第一項の届出等の経由に係る市町村の事務

市町村の長は、法第一一条第一項の規定による届出又は第一二条第一項若しくは第二項、第一三条第一項若しくは第一四条第一項若しくは第三項の規定による申請があったときは、法務省令で定めるところにより、当該届出又は申請に当たって特別永住者から提示された書類の写しを作成し、当該写しを法務大臣に送付するものとすることとした。（第五条関係）

5　特別永住者証明書の汚損等を知った場合の市町村の事務

市町村の長は、特別永住者が、著しく毀損し、若しくは汚損し、又は法第八条第五項の規定による記録が毀損した特別永住者証明書を所持することを知ったとき（当該特別永住者が法第一四条第一項の規定による申請をするときを除く。）は、速やかに、その旨及び当該特別永住者に係る次に掲げる事項を法務大臣に書面で通知するとともに、当該特別永住者証明書の状態に関する資料を法務大臣に送付するものとすることとした。（第六条関係）

㈠　氏名、生年月日、性別、国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法第二条第五号ロに規定する地域及び住居地

㈡　特別永住者証明書の番号

二　法定受託事務に関する規定の整備を行うこととした。（第七条関係）

三　この政令は、平成二四年七月九日から施行することとした。

―――――――――

◇出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（政令第四二一号）（法務省）

出入国管理及び難民認定法施行令の規定の整備（第一条関係）

1　出入国管理及び難民認定法第二条第五号ロの地域を定める政令（平成一〇年政令第一七八号）の題名を「出入国管理及び難民認定法施行令」に改めることとした。

2　入管法第一九条の七第一項等の届出の経由に係る市町村の事務を定めることとした。（第二条関係）

3　住居地届出日の在留カードへの記載

市町村の長は、入管法第一九条の七第二項（入管法第一九条の八第二項及び第一九条の九第二項において準用する場合を含む。）の規定により在留カードに住居地の記載をする場合には、併せて、当該在留カードを提出してした届出の年月日を記載するものとすることとした。（第三条関係）

4　入管法第六一条の三の二第五項の政令で定める入国警備官の階級

入管法第六一条の三の二第五項の政令で定める入国警備官の階級は、警備監、警備長、警備士長、警備士、警備士補、警守長及び警守とすることとした。（第四条関係）

5　入管法第六一条の八第一項の政令で定める法務省の内部部局

入管法第六一条の八第一項の政令で定める法務省の内部部局として置かれる局は、入国管理局とすることとした。（第五条関係）

6　入管法第六一条の八の二の政令で定める事由等を定めることとした。（第六条関係）

7　入管法第六七条から第六八条までの規定により納付しなければならない手数料の額を定めることとした。（第七条関係）

8　出入国管理及び難民認定法施行令（以下「入管法施行令」という。）の法定受託事務に関する規定の整備を行うこととした。（第八条関係）

9　入管法施行令の経過措置について定めることとした。（附則第四条から第七条関係）

二　入国警備官階級令等の廃止

入国警備官階級令（昭和二五年政令第三一三号）等を廃止することとした。（第二条関係）

三　地方自治法施行令等の一部改正

地方自治法施行令等について所要の規定の整備を行うこととした。（第三条から第一五条関係）

四　経過措置

1　改正法附則第一三条第一項の申請とみなされる申請があった場合等の市町村の事務を定めることとした。（第一六条関係）

2　改正法附則第一六条第一項の申請とみなされる申請があった場合等の市町村の事務を定めることとした。（第一七条関係）

3　改正法附則第一七条第一項等の届出の経由に係る市町村の事務を定めることとした。（第一八条関係）

4　在留カード等に住居地の記載をする場合の手続を定めることとした。（第一九条関係）

5　仮住民票の作成に係る法務大臣への通知

㈠　市町村の長は、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成二一年法律第七七号）附則第三条第一項に規定する仮住民票を作成したときは、その旨及び当該仮住民票に係る外国人に係る一定の事項を法務大臣に通知するものとすることとした。（第二〇条第一項関係）

㈡　㈠の通知は、電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）を送付することによって行うものとすることとした。（第二〇条第二項関係）

6　改正法施行日における外国人住民の住民票に係る法務大臣への通知

㈠　市町村の長は、改正法施行日において、当該市町村の住民基本台帳法第三〇条の四五に規定する外国人住民に係る一定の事項を法務大臣に通知するものとすることとした。（第二一条第一項関係）

㈡　㈠による通知は、法務大臣が市町村の長に使用させる電子計算機（入出力装置を含む。）から電気通信回線を通じて法務大臣の使用に係る電子計算機に送信する方法その他の総務省令・法務省令で定める方法により行うものとすることとした。（第二一条第二項関係）